

第29回IFRS諮問会議 (IFRS Advisory Council) 報告

企業会計基準委員会研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）の第29回IFRS諮問会議（以下「諮問会議」という。）が、2010年11月3日と4日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、諮問会議メンバーである金子誠一社団法人日本証券アナリスト協会理事、米家正三伊藤忠商事株式会社常勤監査役（経団連代表）、オブザーバーとして、金融庁より園田 周企業開示課課長補佐が出席した。主な会議の内容は、以下のとおりである。

II IFRS財団のガバナンス改革について

金融庁の園田 周企業開示課課長補佐が、現在、IFRS財団モニタリング・ボード（MB）¹が取り組んでいる、IFRS財団のガバナンス改革についての報告を行った。

【ワーキング・グループ（WG）の立ち上げ】

MBは、このガバナンス改革の実施のために2010年7月にWGを立ち上げ、本WGの議長は、金融庁総務企画局河野正道総括審議官（国際担

当）が務めている。

【ガバナンス改革の主な目的】

現在のガバナンス構造が適切であるかを評価するため、MBの構成も含めたIFRS財団全体のガバナンスモデルに焦点を置く。

（検討項目）

1. 資本市場規制当局やその他公的当局といった関係当局を適切に代表しているか
2. 資本市場規制当局やその他公的当局といった関係当局に対し、国際会計基準審議会（IASB）の透明性や説明責任を十分に提供しているか
3. 会計基準の検討過程において、利害関係者の適切な関与を確保しているか
4. 会計基準の設定過程において、すべての関係する公共政策目的が考慮されることを確保しているか
5. 会計基準の設定過程におけるIASBの独立性を確保しているか

【ガバナンス改革の範囲】

この改革の対象となる範囲は、次のとおり。

1. ガバナンスモデルの全体像
 - (a) 透明性と他の公共政策目的の関係をどう考慮するか

(b) IASBの構成と構造をどう見直すか

(c) 長期のアジェンダ設定、年次作業計画、会計基準の草案を作成する過程で利害関係者も参加するように、取組みをどう強化するか

(d) IASBのデュー・プロセスと作業手法をどう評価するか

(e) 評議員による監視の役割と機能が、会計基準の設定過程におけるIASBの説明責任と独立性に十分貢献しているかをどう評価するか

(f) 現在のガバナンス構造の説明責任と独立性の間に、何か不整合性があるか

2. モニタリング・ボードの構成

(a) 現在のMBのメンバー数や構成は、資本市場の影響度に応じた適切なものとなっているか

(b) どのようにMBメンバーを拡大すべきか

(c) MBの新メンバーは、どう決定されるべきか

(d) MBの役割を拡大すべきか

【意見の募集】

WGは、本件に関して広く関係者からパブリックコメントを通じ意見

を求める予定であること、パブリックコメント期間は1か月程度を想定していること、公開円卓会議を実施するかは未定であること等が説明された。これに対する参加者からのコメントは、次のとおり。

【参加者からのコメント】

- ・ 十分な議論を行うためには、1か月程度のコメント期間では不足であり、十分な意見募集の期間が必要である。(国際会計士連盟/IFAC、Gant Thornton、IASB理事)
- ・ 公開円卓会議を開催すべきである。(IASB理事)
- ・ TrusteeとMBの役割を、関係者が理解できるよう明確にすべきである。(Corporate Reporting Users' Forum/CRUF、Paul Cherry 諮問会議議長)
- ・ MBの責務が高まることは歓迎するが、その際に、MB自身のガバナンスの向上を求めたい。(北米保険会社グループ/GNAIE)
- ・ このガバナンス改革の信頼性を高めるためには、WGに外部のメンバーを加えることも必要である。(世界銀行)

【IFRS諮問会議後のMBの対応動向】

会議後の2010年12月2日に、河野MB暫定議長兼WG議長よりPaul Cherry諮問会議議長にあて、十分な期間のパブリックコメントや公開円卓会議を実施すること、ガバナンス改革の検討に当たっては諮問会議を含む関係者と十全に意見交換を実施していくこと等を明記したレターが送付された。

また、本会議終了後の2010年12月21日に、MBより、2011年2月上旬にガバナンス改革の報告書案を公表し、2か月間にわたりパブリックコメントを実施すること、アジア、欧

州及び米州で公開の円卓会議を実施すること、2011年夏までに提案の実施に向けたアクションプランを公表すること、IFRS財団Trusteeにより検討されている戦略見直しとの連携を行うこと等が発表された²。この発表は、2か月のコメント期間を確保している点、公開円卓会議を実施する点、Trusteeとの連携を明らかにした点等で、上記参加者コメントを反映した内容になっている。

Ⅲ クロス・カッティング・イシュー (Cross-Cutting Issues) の複雑性の取扱いについて

クロス・カッティング・イシューとは、IFRSの複数のプロジェクトやトピックに影響を与える問題(基準横断的な不整合等)のことであり、最近公表された公開草案(ED)に関しては、ED間で次のような不整合の存在が指摘されている。

【最近の論点】

1. 取得・獲得コストに関する会計処理

取得・獲得に関連する費用の会計処理について、収益、保険、リースの各プロジェクトで異なる規定が提案されている。

(a) 収益(公開草案 ED/2010/6「顧客との契約から生じる収益」、以下「収益ED」という。)

契約獲得コストは、発生時に費用として認識する(収益ED第59項)が、結果的に同じ時期に収益が認識されないと、初日の損失(day 1 loss)が発生する。

(b) 保険(公開草案 ED/2010/8「保険契約」、以下「保険ED」という。)

増分新契約費については、保険負債の測定に際してのキャッシュ・フ

ローに含めるため、初日の損失は発生しない(保険ED Par.39(a))。一方、他のすべての新契約費は、発生時に費用として認識する(保険ED Par.39(b))。

(c) リース(公開草案 ED/2010/9「リース」、以下「リースED」という。)

貸手は、リース債権の当初測定にすべての当初直接費用を含める。よってこの費用は、リース期間にわたって、リース債権にかかる利息収益の減額として反映される(リースED Par.33)。借手は、契約の締結に関連した増分直接費用を資産として認識する(リースED Par.12)。

2. 割引計算の使用

どのような時に、資産又は負債の測定に貨幣の時間価値を反映するかについて、収益とリースの各プロジェクトで異なる規定が提案されている。

(a) 収益

契約に重要な資金調達の要素がある場合に、貨幣の時間価値を考慮して会計処理を行う(収益ED Par.44)。

(b) リース

リース期間が12か月以内の場合は、貨幣の時間価値を考慮する必要はない(リースED Par.64)。(短期リースに関する簡便的な規定)

【基準間の不整合が残存する理由】

IASBは、基準間での規定の不整合を知りながらも基準を開発しているのには、次のような理由があるとされている。

1. 継続的な改善:

通常、新基準の開発又は既存の基準の改善は1つの基準に焦点を当てて行われるが、このように基準ごとに開発することで、改善が段階的になり、すべての基準を同時に改正す

るよりは、素早い導入が可能となる。一方で、古い基準が改正されるまでは、基準間の不整合が残ってしまうという短所がある。

2. 個別の背景に基づく決定：

IASBは、複数のプロジェクトを並行して開発しているとき、各プロジェクトの背景を勘案して決定を下すことになるため、それぞれのプロジェクトの背景に基づいた異なる決定がなされている。

【諮問会議メンバーへの質問】

上記を踏まえ、メンバーに対し、主に次のような質問がなされた。

1. メンバーは、IFRSにそのほかの重大な不整合があると思うか。

その中に適切であると思われる不整合はあるか（つまり、不整合はそのままにすべきである）。もしそうであれば、なぜか。

2. 基準間の不整合の問題を扱い得る幅広いプロジェクトと、財務報告の論点に取り組むより狭く深いプロジェクトのバランスをどのように取るべきかについて、諮問会議メンバーは、IASBにどのようなアドバイスをするか。

3. IASBが関係者に対し基準間の不整合の問題に関して、コミュニケーションや調査を行う方法を改善するために、諮問会議メンバーは、IASBにどのようなアドバイスをするか。

【諮問会議メンバーからのコメント】

上記の質問を受け、各メンバーは4つのグループに分かれ、IASBの理事がそれぞれのグループで進行役を務める形で議論を行った後、全体で発表を行った。なお、議論は、上記の質問の範囲に限らず、広く基準間の不整合に関して行われた。

1. 上述以外の基準間の重大な不整合の事例（上記、質問1関連）

（共通的な見解）

- その他の包括利益（OCI）のリサイクルの可否
- 支配の概念の違い（連結、収益認識、認識の中止など）

2. 概念フレームワークについて

（共通的な見解）

基準間の不整合は、概念フレームワークが不十分であることに起因する 경우가多く、概念フレームワークに関するプロジェクトの優先度を高めることが、この問題を早期に解決することにつながる。ただし、概念フレームワークが完全なものになるまで、すべてのプロジェクトを中止すべきではなく、既存の概念フレームワークや基準を参照して、新基準の開発を前進させるべきである。

（上記以外の個別見解）

- 概念フレームワークを細かく作り込めば、すべての不整合の問題を解決できるということではない。
- 会計基準は科学ではないので、概念フレームワークのような原則にばかりとらわれるべきではなく、不整合の解消には経済実態を適切に反映すべきである。

3. 許容可能な不整合について

（共通的な見解）

用語の定義や認識・測定規準に関して、会計基準間の不整合がなくなることが理想的ではあるが、不整合のすべてが許容できないわけではなく、無理に整合性を確保する必要はない。過去からの基準開発の経緯の中で、一時的な不整合が上述（概念フレームワークが不十分）のような理由から生じることは理解できる。また、それぞれの基準がカバーするビジネスモデルの違い等からも、不

整合が生じることもあるであろう。

このときに、非常に重要なことは、不整合を含む基準を承認した理由を、プロジェクトの個別の背景や産業ごとの事情からだけでなく、他の基準との不整合や概念フレームワークからの乖離がどのような意図で解消されないのかといった観点から、IASBが結論の根拠等の中で十分に説明を行うことである（例えば、OCIのリサイクルを認める場合と、認めない場合の説明は不十分であるとの指摘がある）。よって、偶発的に発生した不整合や論拠のない不整合は、許容すべきではない。

結論として、IASBが不整合に対処するためには、透明性を持った次の3つのステップが必要である。

- (1) 基準内の不整合を認識する。
 - (2) それらを分析した上で、最小化又は解消を図る。
 - (3) それでも残った不整合については、これを明らかにし、不整合が正当である理由を適切に説明する。
- （上記以外の個別見解）

• ある基準案が、概念フレームワークや既存の基準と不整合である場合は、IASBの承認は、通常要件である過半数ではなく、圧倒的多数（3分の2以上の賛成等）を要件としてはどうか。

- よほどの強い理由や根拠がない限り、IASBは、不整合を新たに生じさせるような決定をすべきではない。
- 上述の収益・リース・保険のように、同時並行で開発された基準に新たな不整合を生じさせるべきではない。
- 地域的又は文化的な違いから生じるような不整合は、許容すべきではない。

4. 不整合への対処方法（上記、質問2関連）

（個別の見解）

- ・ 不整合の解消を目的とした基準横断的なプロジェクトは、往々にしてその結論が理論的・学問的になりがちであり、限定的なフィード・バックしかもたらさないことが多く、IASBとして具体的な結論をもたらすとは思えない。よって、不整合には個々の基準開発の中で取り組み、発生した不整合については、結論の背景等でより明確に説明すべきである。
- ・ IFRS解釈指針委員会のこのような不整合に対する役割を、再考すべきである。

5. その他の議論

（個別の見解）

- ・ 収益費用対応の原則は、企業の業績報告の観点から非常に重要な概念であるが、この原則の使用について、IASBには抵抗感があるように見受けられる。各グループセッションにおいては、日本からの出席者より、次のコメントがあった。

（金子委員）

不整合には良い不整合と悪い不整合がある。良い不整合とは、ビジネス実態の相違から生じる不整合、悪い不整合は、会計基準の根幹に関わる不整合。後者の最大の例として、OCI（その他包括利益）をリサイクルするか否かという問題がある。日本基準でも米国基準でも、OCIは実現時点でリサイクルする（当期の損益に反映する）が、IASBは、年金、OCI評価株式、公正価値オプションを適用した負債に含まれる自己の信用リスクとリサイクルしない例を続々と出している。この原因は、概念フ

レームワークにおいて利益がきちんと定義されていないところにある。2011年後の作業計画において、概念フレームワーク問題を優先課題として取り組み、利益概念の定義をはっきりさせる必要がある。また、現在ある不整合をまとめて1表にし、それぞれ良い不整合、悪い不整合を明確にし、悪い不整合については解決予定を記載し、現存する不整合についての共通理解を図るべきだ。

（米家委員）

不整合のない基準というのは、存在しないのではないか。問題は、その不整合が容認できないほどの不整合かどうか、その重要性をどのようにして測り、判断するかということではないか。

この点を考えると、IASBの示している、

- ・ 不整合を認識、議論し、
 - ・ その不整合を容認した理由を説明し、
 - ・ 利害関係者の意見、理解を求めていく、
- というプロセスは、支持できるのではないか。

ただ、そうした不整合を将来的に、どのように解決していこうとするのかを議論していく必要はある。

（園田オブザーバー）

基準間の不整合として例示されていないが、不整合のある重要な論点として、特に、リサイクリングがあるのではないか。IFRSでは、基準ごとにリサイクリングの扱いが異なっており、IASBでも、リサイクリングの考え方について、統一的な見解はないと理解している。現在、基準化に向けて作業を行っている退職給付会計においても、リサイクリングについて一貫した考え方を確立できて

いないことを理由に、数理計算上の差異をノン・リサイクリングとされているなど、リサイクリングの統一的な見解がないことは、基準策定上、問題となっていると理解している。リサイクリングの適否についてさらなる検討と体系化が必要ではないか。

【今後について】

IASBの議論に、今回の諮問会議での議論の内容を反映するよう助言する。また、必要に応じて、IASBからさらに細かいフィード・バックを受けた上で、次回以降の諮問会議でも議論を重ねる。

IV IFRS第2号「株式報酬」に関するリサーチ・プロジェクトについて

2007年4月に公表されたIFRS第2号「株式報酬」には、その複雑さからこれまでに多くの改善提案が寄せられており、既に2度の改訂が行われている。そこで、IASBは、2008年に本基準のレビューを行うことを決定し、フランスの基準設定主体であるANCがこのレビュー・プロジェクトを担当することとなった。今回の会議では、ANCからリサーチ・プロジェクトの概要が説明された。

【現行のIFRS第2号における問題点】

IFRS第2号の当初の目的は、企業が「受け取ったサービス（勤務）」を財務諸表上で表現することであり、同基準においては、従業員との取引（従業員から受け取る勤務の価値）が、株式の付与日公正価値を使用して間接的に測定されることから、この目的と整合的である。一方、権利確定条件の取扱いは、従業員への最終「支払い」を表現する（すなわち、権利確定条件が充足されず失効した場合には、従前認識していた費用の

戻入れを行う) ものである。このように、同基準内に相反する2つの考え方が併存することで、恣意的な会計処理が可能となるため、同基準には、これを防止することを目的としたルール主義の(濫用防止)規定が盛り込まれたこともあり、複雑かつ技術的側面の強すぎる基準(会議でのDavid Tweedie議長のコメント)となった。

【2つの代替アプローチの提案】

ANCは上記の問題を回避するため、現行のIFRS第2号で採用されている修正付与日法に代えて、次の2つのアプローチのどちらかを選択することを提案した。すなわち、(a)株式報酬取引において受け取ったサービスを表現する手法(勤務単位アプローチ:公開草案時の提案モデル)と(b)株式報酬取引において有効に支払われたサービスを表現する手法(支払いアプローチ)である。なお、概念フレームワークに照らして検討したものの、どちらを選ぶべきかの決定的な根拠とはならなかった。

1. 勤務単位アプローチ

➤ このアプローチの会計上の目的
企業が最終的に識別可能な「支払い」を実施したかどうかにかかわらず、受け取った資産又はサービス(勤務)を表すこと。

➤ 提案された会計処理

- (a) 勤務は、勤務期間に応じて比例的に認識される。
- (b) 付与日に勤務単位の公正価値が決定される。
- (c) 企業は、受け取った勤務単位を費用計上する。
- (d) 株式決済の場合の相手勘定は資本(現金決済の場合は、負債)。
- (e) 従業員が権利確定期間を満了せず離職した場合にも、過去に

計上した費用は振り戻さない。

➤ デメリット

勤務単位の付与日公正価値を計算することと、受け取った勤務単位を追跡することが困難である。

➤ ANCの評価

企業が「受け取ったサービス(勤務)」を財務諸表上で表現することを目的とするのであれば、この方法しか考えられない。

2. 支払いアプローチ

➤ このアプローチの会計上の目的
「支払いが行われた勤務」を表すこと。このアプローチでは、権利確定条件がすべて充足された(つまり、従業員に支払いが行われた)場合にのみ、勤務が受け取られたものとみなされる。

➤ 提案された会計処理

- (a) 勤務は、権利が確定するまでの間、権利確定時に見込まれる株式や現金での決済(支払い)に基づき認識される。
- (b) 発行される資本金金融商品の公正価値は報告日ごとに再測定され、権利確定日に修正される。
- (c) 相手勘定は、権利確定日までは負債。
- (d) 従業員が権利確定期間を満了せず離職した場合には、過去に計上した費用はそれに従って振り戻される。

➤ デメリット

このアプローチは、勤務単位アプローチに比べ、運用が容易と考えられるが、純損益に重大なボラティリティーをもたらす可能性がある。

上記の2つのアプローチはどちらも、現行基準のように基準内での不整合が生じることがないため、基準に恣意的な会計処理を防ぐことを目

的とした濫用防止規定を入れる必要がなくなると考えられる。

【諮問会議メンバーへの質問】

現行基準をより原則主義に近づけるためには、上記のどちらかのアプローチに変更をしなければならないが、非常に大きな変更であるため、通常の年次改善の範囲では扱うことができなと思われる。このため、この問題を今後どのように扱うかについて、IASB内での優先順位も含めて、諮問会議メンバーの意見を聞きたい。

【諮問会議メンバー、参加者からのコメント】

- この問題を扱うキーは、負債と資本の概念・定義を明確にすることであるので、IASBの負債と資本に関するプロジェクトの結論を待ってもよいのではないか。(KPMG、IASB理事)
- 金融危機の後、従業員への報酬に関する環境が大きく変わっており(権利確定条件の増加、株式決済から現金決済へのシフトなど)、結果的に、より複雑性が増すことで、報酬の価値を測定することが困難になってきている。このため、単に過去の基準の見直しを行うということではなく、将来を見据えた議論が必要であるので、2011年後のアジェンダとして取り上げてはどうか。(German Accounting Standard Board, PwC)
- IFRS解釈指針委員会には、IFRS第2号に関する問合せが多数寄せられるが、このことが同基準の不明瞭さ、複雑さを物語っている。一方で、この基準がその会計に大きな影響を与える企業は限定的であることから、必ずしも優先順位を上げてすぐに取り組むべき問題ではない。(E&Y)

- ・ 基準の“Repair and maintenance”（修復と維持）のプロセスとして、2011年以降に実施すればよいのではないか。（EFRAG）
- ・ この問題は、重要度を考えると“Repair and maintenance”レベルではない複雑な問題である。（IASB理事）

上述のとおり、この基準の内包する複雑性・不整合は解決すべき問題ではあるが、IASBが取り組む問題としての優先順位は、必ずしも高くないというのが共通的な見解であった。

V 諮問会議のパフォーマンス評価について

前回（2010年6月）の諮問会議で、メンバー自身で同会議の活動の評価を行うことが決定されたことを受け、2010年9月にメンバーに対して実施された調査の結果が報告された。

【調査により判明した主な懸念事項】

諮問会議の活動について、メンバーが懸念を示した主な項目及び調査上での個別のコメントは、次のとおり。

1. 諮問会議の活動は、その3つの活動目的³をバランスよく保っているか。
 - 2011年6月後のアジェンダに議論が集中しすぎている。
 - 諮問会議と評議員会の相互関係を明確にすべきである。
2. 重要な論点に関して、諮問会議の持つ専門性や経験が、IASBや評議員会によって効果的に活用されているか。
 - 諮問会議の提言に関するIASBからのフィード・バックに満足していない。
 - 現行の作業計画に関して、IASBから協議を持ちかけられないことに失望している。

3. 諮問会議の規模は適切か。

- 規模が大きすぎる。
- 世界各国からの代表者の集まりなので、大きくなるのは仕方ない。

4. IASBのアジェンダの決定及び優先順位付けに関して、諮問会議の見解がIASBから求められているか。

- 主要な基準設定プロジェクトに関して、諮問会議がIASBに対し見解を提示できるように、適切な機会を与えられているか。
- 諮問会議は、決定間際の事項を提示されている。
 - IASBは、諮問会議よりもモニタリング・ボードとより多くの協議を行っている。
 - 諮問会議は、現行ではなく、将来のアジェンダのみにして意見を求められている。

5. IASBや評議員会は、諮問会議の見解や提案を適切に考慮・検討しているか。

- 諮問会議からの提案がどのように扱われたのかという、IASBからのフィード・バックがない。

6. 諮問会議は、他の同種の諮問機関と効果的な連携を図れているか。

- 米国財務会計基準諮問委員会（FASAC）との連携に重点を置きすぎなので、他の機関との連携も考慮すべきである。

調査の中で、特に改善が求められている項目として、多くのメンバーが挙げたのは、諮問会議からの提案をIASBがどのように取り扱ったかに関するフィード・バックであった。また、多くのメンバーは、技術的な優先順位付けに対し、諮問会議がこれまで以上の役割を果たすべきだと考えている。

【諮問会議メンバー、参加者からの

コメント】

（諮問会議の人員構成について）

メンバーに共通の見解としては、全体で議論を進めるには現状の諮問会議の人数は多すぎるが、その役割を考えると、メンバーの所属地や属性（作成者、利用者、監査人等）の多様性は不可欠であるから、単純にメンバーを減らすべきではなく、現在も行われている小グループでのセッションの割合を増やすことで、より洗練された議論が期待できるというものであった。また、小グループでの議論には、IASBのメンバーも参加すべきであるとの意見もあった。

金子委員からは、次のコメントがあった。

IFRS-ACの任務は、①各委員の出身母体の意見をIASBに伝える、②IASBの検討状況を各出身母体に伝える、の2種と考えられる。後者については、人数は多いほどよい。IFRS-AC参加希望者にウェイティング・リストがあり、今後、IFRS採用国が増えることを考慮すると、人数削減は非現実的である。それなら、多様なバックグラウンドを持つ人を5～10名増員してはどうか。現在の人数（約45名）が、既に過大であり、会議が非効率になっているのなら、5～10名新人が入っても事態が大きく悪化することはないだろう。

上記のコメントには、米国の会計士から賛成意見があった。

（IASBからのフィード・バックについて）

諮問会議からの提言に対し、IASBがどのように対応したかが諮問会議に十分フィード・バックされていないという意見に対しては、会議に出席した複数のIASBの理事から、次のようなコメントがあった。

- 予算及び人員の削減やプロジェクトの時間的制約という事情もあるが、IASBは多様な意見を受け、その考えを修正しながら段階的な基準開発を行っているので、諮問会議からの提言に対し、どのように対応したかというような個別のフィード・バックを行うことが現実的には難しい。
- 諮問会議がフィード・バックを求めている意図が不明確であり、形式的な報告を求めることが、疑問である。
- 諮問会議からの提言が不十分なのではないのか。

VI その他

会議の冒頭、最近4か月の動向に関するセッションでは、米家委員から次のコメントがあった。

IASBが、新基準の発効日につい

て検討していることを歓迎する。基準変更は、コンピューターシステムの変更も含め、作成者にとっては負担が大きい。今後、IFRSの新規採用国が増えることもあり、米国基準と新基準発効日を合わせることに配慮いただきたい。

〈注〉

1 IFRS財団のモニタリングを行う当局組織。モニタリング・ボードのメンバーは、IOSCO新興市場委員会代表、IOSCO専門委員会代表、金融庁長官、EC域内市場・サービス担当委員、米国SEC委員長が務めており、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。各国においてIFRSの使用を許可又は要請すべき証券規制当局は、モニタリング・ボードを通じて、投資家保護、市場の公正性及び資本形成に関する責務を、より効果

的に果たすことが可能になるとされている。

- 2 本件に関するプレスリリースは、次を参照
http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20101221-1.pdf
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20101227.html>
- 3 諮問会議の活動目的は、次の3つを含むとされている。
 - IASBのアジェンダへの提言
 - プロジェクトの優先度並びにアジェンダ及び優先度の変更に関する協議を含む、IASBの作業計画に対する提言
 - 既存の基準に関するものも含め、実務上の取扱い及び適用に関する論点に重点を置いた、プロジェクトへの提案
- 4 調査時点での諮問会議のメンバーは53人